競争参加者の資格に関する公示

・ 8 ・ 9 年 度 に お い て 独 立 行 政 法 和 人 る物品の製造・販売 寸. 印 刷 局 に お け 等 に 係 る 競 争 を得ようとす る者 請方 契 約 \mathcal{O} 参 加 資格 \mathcal{O} 申 法 12 کے 0 11 7 次 \mathcal{O} お り公示します。 また、 别 記 に 掲 げ 提 出先に 申請 書 を提出す 1 る そ 行政法人国立印刷局の全て \mathcal{O} 資 格 は 独 立 に 機 関 お 11 7 有効です。

な お 令 和 7 • 8 • 9 年 度 全 省 庁 統 資 を る者は、この公示す 申 請 (取 得) す る لح ろ に ょ る 申 請 は必 要あり ません。

令 和 7 年 1 月 6 日

 \mathcal{O}

造

物

独立行政法人国立印刷 理 事 長 大 津 俊哉

- \bigcirc 調 達 機 関 番 号 5 6 2 ◎ 所 在 地 番 号 1 資 格 \mathcal{O} 種 類 及び調達する 物品 箬 の種類 競 を得ようとする者の資格 争 参 加 資 格 種類 及 び 品 目 の区分は次のとおり と す 品 (1) 製
 - 衣 服 ・ そ の 他 繊 維 製 品 類 (2)非 属 · 金 属 製品類 ③ フォーム印刷 (4) そ \mathcal{O} 他 印 刷 類 (5) 义 書 類 6 電 子 出 版 物 類 ⑧ その他 紙 紙 加 工 品 類 輸 送 送 機 械 器 具 類 9 燃 料 類 \bigcirc 家 具 什 器 類 (11) 般 産 業 用機器 類 ① 電 気 通 信 用 機 器 類 $\overline{(13)}$ 雷 子 計算機類 (14) 精 密 機 類 (15) 器 医 療 用 機 器 類 16 事 務用 機 類 $\widehat{(17)}$ そ \mathcal{O} 他 機 器 類 18 医 薬品・医療 用 묘 類 (19)事 務 用 묘 類 ② 印 刷 事 業 用 原 材 料 類 (21)そ \mathcal{O} 他
 - (2)物品 \mathcal{O} 販 売
 - ・ そ の 他 繊 維 製 品 類 ② ゴ ム ・ 皮 衣 服

革 プラス チ ック製品類 ③ 窯 業 ・ 土 石 製 属・金属製 類 4 非 鉄 金 品類 (5)フ オ Δ 印 刷 (6) そ の他印刷類 $\overline{7}$ 図 書 類 (8) 電 ⑨ 紙 · 紙 子 出 版 物 類 加 工品 類 $\widehat{(10)}$ 車 両 そ 搬 送 器 具 燃 類 (11) \mathcal{O} 他 輸 送 機 械 類 (12)料 $\widehat{13}$ 器 類 14 一般 類 家 具 什 産 業 用 機 器 類 電 気 通 信 用 機器 類 (16)雷 子 計 (15)算 器 類 機 類 (17)精 密 機 $\overline{(18)}$ 医 療 用 機 器 類 器 事 機 器 機 医 $\widehat{19}$ 務 用 類 20 そ \mathcal{O} 他 類 (21)品 薬 品 医 療用 類 (22) 事 務 用 品 類 (23)土 木 建 設 • 建 築 材 料 ② 印 刷 事 業 用 原 材 料 そ 類 25) \mathcal{O} 他

- (3)役 務 提 供等 \mathcal{O}
 - (1)広 告 宣 伝 ② 写 真 · 製 図 (3) 調 査 研 究 4 情 報 処 理 (5) 翻 訳 通 訳 谏 記 (6) ソ ア フ \vdash ウ エ 開 発 $\overline{7}$ 会 場 等 \mathcal{O} 借 上 げ 8 賃 貸 借 9 建 物 管 理 等 各 種 保 守 管 理 (10)運 送 11) 車 両 整 備 $\widehat{12}$ 電 子 出 版 $\widehat{(13)}$ そ \mathcal{O} 他
- 品 買受け (4)物 \mathcal{O}
 - (1)立 竹 ② そ の 他 木
- 2 資 格 審 査 の受付期 間

・ 9 年度資格の資格審査の受付 令 和 7 8 は 令 和 7 年 1 月6日から令和7年1月 日 ま で \mathcal{O} 間 とする。(この期間 を 定期 審 査 لح 間 す る 。)

な お 、上 記 期 間 後 b 随 時 申 請 \mathcal{O} 受 付 を 行 う 、「資 格 審 査 結 果 通 知 書 \mathcal{O} 有 効 開 始 年 月 は、資 格 を 付 与 L た と き カン 5 有 効 لح な る た 達案 件 望 す る 調 \mathcal{O} 入 札 に 間 に 合 わ な 11 کے が あ る ので、余裕を 持 2 7 申 請 す る 스 競 争 加 資 格の申請

(1)

3

書 \mathcal{O} 入 手 方 法 申 請 書 、インターネットにより独立行 請 は 立印刷局のホームページ 政 法 人国

(URL:https://www.npb.go.jp/zyohoteikyo/finance/nyusatu/shikaku.html)にアクセスし入手できる。

ま た、郵送に よ る 申請書の入手 を 希 望 す 、別記1の提出先宛てに 返信 用 \mathcal{O} 郵 切 した封筒を同封の上、 便 手 を貼付 封 に ょ 申 し込むこと

なお、上記の方法で入手した申請書で申請すること。

(2) 申請書の提出方法

に 掲 げ る 書 類 を 添え、別記 1 \mathcal{O} 提 出 先 宛 7 に 郵 送に ょ り 提 出 す る と ま た 公 機 関 発 行 書 類 に 的 が す る 0 11 7 は 発 行 日 カュ 6 3 か月以内のものとす る (写 で Ł 可 な お 、「写し」とは、 原本 書 類 لح 原 寸 大 で つ、内容が鮮明で ろ に カュ あ 4 \mathcal{O} 肾 1) 効 と す る。 以下同じ。)。

- (3) 添付書類
 - イ 申請書((その1)、(その2)、(その3))
 - ロ 登記事項 (履歴事項) 証明書 (法人の場合)
 - ハ 貸借対照表及び損益計算書(法人の場 合)(直前1年度分)
 - 営 業 用 純 資 本 額 に 関 する書 類 及び収 =書(個人の場合)(直前1年度分) 計 算 歴 書 ホ 営 業 経
 - 次 \mathcal{O} 各 税 について未納税額 のな لح を 証 明 す る納税 証 明書(電子納税証明 を 含 ts. ,) (個 人 \mathcal{O} 場 合 は そ の 3 の 2 、 法 人 \mathcal{O} 場 合は そ \mathcal{O} 3 \mathcal{O} 3 لح する 。) 又は そ \mathcal{O} 写 L
 - A 消費税及び地方消費税(法人及び個人)
 - B 法人税 (法人の場合)

- C 所得税 (個人の場合)
- 査 結 果 通 知 書 送 付 に 使 } 格 審 用 す る 信 用 封 筒 (第 1 種 定 形 郵 便 物 仕 様 で 郵 送付先記載のこ لح 便 切 手 貼 付)
- チ 令 ・ 6 年 度 に お い 和 4 5 7 独 寸. 行 法 印刷局におけ 製 造 政 人 玉 立 る 物 品 を得ている 競 争 参 加 資 格 者 は、 当 該 資 期 間 が 令 和 7 年 3 月 で 格 \mathcal{O} 有 効 3 1 日 ま で る \mathcal{L} لح あ を 証す る 資 格審 査 結 果 涌 知 書 写 \mathcal{O} L
- (4) 外国事業者が申請する場合
 - イ 申請書及び財務諸表は、日本語で作成 すること。

な お 、その他の書類で 外 玉 語 で 記 11 7 る ŧ は 、日 本 語 \mathcal{O} 訳 文 を 付 記 L 又 \mathcal{O} \mathcal{L} は 添 付 す る لح

- ち、 添 付 書 類 \mathcal{O} う 金 額欄について 程(昭和 出 納 官 吏 事 務 規 22 年 大 蔵 令 95号) 第 16 条 に 規 定 す る 外 玉 貨 換 に り日本国通貨に換算 率 ょ l, 記 す る と
- 4 競争参加者の資格及びその審査
 - (1) 者の資格審査は、別 競 争 に 参 加 で き る 2 \mathcal{O} 項 目 لح \mathcal{O} 実数に基づき付与数 計点 算 定 L そ \mathcal{O} 合 をもって行 う。
 - (2) 競争に参加できる者の資格は、(1)の合計 点により、別記3の区分に基づいて格付を する。
- 5 資格審査結果の通知

結 資 格 審 査 果 通 知 書」に より、 通知 (郵 送 築) す る

- 競 争 参 加 資 格 を 有 す る者の名 簿の閲覧先 6 立印刷局のホームページ 独 立 行 政 法 人 玉 によ り 公 表 す る
- 7 資格の有効期間

- (1)定 期 審 査 に よる資格 31 日までに受け付けた 令 和 7 年 1 月 の有効期限は、令和7年4月 加 資 格 日 カ 6 令 和 10年3月31日までとする。
- (2)随 時 審 査 に よる資格 2 令 和 7 年 月 1 日以降に受け付けた 争 参 加 資 有効期限は、資格を付与した 格 \mathcal{O} き カュ 5 令 和 10年3月31日までとする。 そ 8 \mathcal{O} 他
 - (1)受 付 票 を 希 望 する者は、資格審査結果 知 書 送 付 用 \mathcal{O} 封 筒 \mathcal{O} ほ かに返信用封筒(種 定 形 郵 便 物 仕様 で 郵 便切手貼付、送付 1 先 記 $\sum_{}$ と。)を 載 \bigcirc 同 封 L て提出する
 - 務に関し、委任状 (2)資 格 審 査 の申 請 事 に لح づき 日 本 玉 内の者 に委任する が で き る
 - は、次の事項に変更が (3) 有 資 格 者 あ た Γ は 競 争 参加資格審査申 請 書 変 更 届 台 (品 製 造 等)」に、次に掲げる 類 1 を添え、別記1に掲 部 (写 L 可) げ る 提 出 先 宛 7 に 速 P に提出すること (届 \mathcal{O} カゝ 手 方 法 は 申 請 書 لح 同 じ。)。
 - イ 「 住 所 」、「 商 号 又 は 名 称 」 又 は 「 代 表 者 氏 名 」 の 場 合
 - (イ) 資格審査結果通知書(写)
 - (1) 登 記 事 項(履歴事項)証 明 書 \mathcal{O} 場 合)又は変更項目 を確 認 で き 類 (個人の場合)
 - 望する資格の種類」 Γ 希 又は 「営 の場合は、資格審査結果通 知 書 (写) な お 、「 希 望 す る 資 格 の 種 類 に 「物 製 造 」を追加する場合は、 直近 務 諸 表 (写)
 - (4) 有資格者が「会社更生法(平成 14年法 律第 154号)に基づく更生手続開始の決定

者 | 又は「民事再生法(平成 を 受 け た 225 号) に基づく再生手続開始の 年 法 律 第 決 定 を 受 け た 者 」に 該 当した場合 は、 次に 撂 げ る 書 類 各 1 部 (写し可) を添え、 1 \mathcal{O} 提 出 先 宛てに速やかに提出すること。 イ 更 生 手続開始決定書又は再生手 始決 定 書

- ロ 認 可 決 定 に 伴 い 定 款 、役 員 等 に 変 更 が あ っ た 場 合 に は そ れ を 証 明 す る 書 類
- ハ イ に 伴 う 競 争 参 加 資 格 審 査 申 請 書 変 更 届 (物 品 製 造 等)
- (5)合 併 分 社 廃業の場合の手続 に合併、分社又は廃業が 有 資 者 た 、別記1の提出先に本公示 合 3 の申 請 は 改 \Diamond 7 行 う _ と
- (6) 資 格 審 査 結 果 通 知書の再発行について 失 等 に ょ る 再 発 行 依 頼 は 、別 記 1 に 掲 げる 提 出先に提出するこ لح

別 記 1 提 出 先

独 立 行 政 法 人 国 立 印 刷 局 財 務 部 契 約 課 資 格審 査 受 付

〒 105-8445 東京都港区虎ノ門 2-2-5

電 話 03-3587-4315、 FAX 03-3587-4478

令和7年2月25日から〒105-8445 東京都港区虎ノ門 2-2-3 虎ノ門アルセアタワーへ移転予定

別記2 付与数値

項目 段階:付与数值(〔掲 載順序 年 間 平 均 高 、自己資本額及び営 業 年 数 に 7 は 0 V 品 \mathcal{O} 製 造 、物 品の製 造以 外 \mathcal{O} 2 区 分 \mathcal{O} 付 与 数 値 を 示 し、流動比率 にっ 11 7 は 共 涌 \mathcal{O} 付 与 数 を し、機械設備 等の額は物 品 製 示 付 与 数値を示す。)〕

(1) 年間平均(生産・販売)高 (数値左側: 物品の製造、右側: 物品の製造以外)

```
200 億 円
            以上
                                 : 60,
                                       6 5
                   200 億 円
    100 億
          円
            以
              上
                            未満
                                   55、
                                       6 0
     50 億
              上
         円
            以
                    100 億
                          円
                            未
                              満
                                   50、
                                       5 5
     2 5
       億
          円
            以
              上
                    5 0
                        億
                          円
                            未
                              満
                                   45,
                                       5 0
         円
     10 億
            以
              上
                     2 5
                        億
                          円
                            未
                              満
                                   40,
                                       4 5
                          円
     5 億
         円
              上
                        億
            以
                     1 0
                            未
                              満
                                   35,
                                       4 0
                    5
    2.5 億
         円
            以
              上
                        億
                          円
                            未
                                   30,
                              満
                                       3 5
              上
                   2.5 億
                          円
      1 億
         円
            以
                            未
                              満
                                   25,
                                       3 0
             上
  5,000 万
         円
            以
                    1 億
                          円
                            未
                              満
                                   20,
                                       2 5
            以 上 5,000 万 円
                            未満
  2,500万
         円
                                   15,
                                       2 0
  2,500 万 円
                                   10,
            未満
                                      1 5
            (数値左側:物品の
(2) 自 己 資 本 額
                                 製造、右
 側:物品の製造以外)
    10 億 円
           以 上
                                 10,
                                     1 5
            以 上
     1 億
         円
                 10億円未満
                                 8、
                                     1 2
                  1 億
 1,000 万 円
           以上
                        円
                           未
                                  6
    100万円
           以上 1,000 万円
                           未満
                                  4, 6
                                  2,
    100 万 円 未 満
                                     3
(3) 流動比率
        140%以上
                                     1 0
        120%以上
                       140% 未 満
        100%以上
                       120% 未 満
        100% 未満
(4) 営
    業
      年 数 ( 数 値 左 側 : 物 品 の 製 造 、右 側 :
    品の製造以外)
  物
                                    5 , 10
        20 年 以 上
                    20 年 未 満
        10 年 以 上
                                :
                                    4
        10 年 未 満
                                    3、
(5) 機 械 設 備 等 の 額 (物 品 の 製 造 の み )
      10 億 円 以 上
                                   : 15
                    10 億
       1 億
            円
              以上
                             円
                               未満
                                   : 12
              以 上
    5,000 万 円
                       1 億
                             円
                               未満
             以 上
                  5,000 万 円 未 満 : 6
    1,000万円
    1,000 万 円 未 満
                                   :
                                       3
                  1 0 0
(6) 合計 (最高点)
```

別記3 資格の種類別等級区分及び予定価格 の範囲

[掲載順序 契約の種類 ①数値:等級 ②予定価格の範囲〕

- (1) 物 品 の 製 造
 - (1)90 点 以 上 Α 以上 8 0 点 90 点 未 満 : В 点 以上 80 点 未 満 5 5 C 5 5 点 未 満 D
 - ② A は 3,000 万円以上、B は 2,000 万円以上 3,000 万円未満、C は 400 万円以上 2,000 万円未満、D は 400 万円未満
- ② 物品の販売、役務の提供等
 - 90 点 以 上 (1)Α 80 点 以 上 90 点 未 満 В 以上 5 5 点 80 点 未 満 C 5 5 点 未満 D
 - ② A は 3,000 万 円 以 上 、B は 1,500 万 円 以 上 3,000 万 円 未 満 、C は 300 万 円 以 上 1,500 万 円 未 満 、 D は 300 万 円 未 満
- (3) 物 品 の 買 受 け
 - ① 70 点以上 : A 50 点以上 70 点未満 : B 50 点未満 : C
 - ② A は 1,000 万円以上、B は 200 万円以上 1,000 万円未満、C は 200 万円未満